

堺市子ども虐待事例検討意見書

平成23年12月

堺市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会
子ども虐待検証部会

本意見書の提出にあたって

平成 22 年に発生した堺市における 3 件の重篤な児童虐待事件については、5 回の子ども虐待検証部会(以下「部会」という。)を経て、同年 8 月に『堺市子ども虐待事例検証報告書』(以下「報告書」という。)において事例の課題を抽出するとともに、再発防止のための提言として取りまとめた。

この間、市においては、提言の着実な実行を推進され、子ども虐待の予防、早期発見・早期対応に真摯に取り組んでこられた。

今回、平成 23 年 8 月 15 日及び 9 月 5 日の両日に亘って部会を開催し、現在、市が取り組んでいる虐待防止対策の一層の充実に資するため、先般検証を行った 3 事例について第 2 次検証を実施した。

この中では、第 1 次検証時点では明らかにされなかった公判での加害者や関係者の証言、記録について入手することのできた資料の調査検討を行うことにより、新たな課題の抽出や提言の修正・追加等の必要性等について、確認を行ったものである。

限られた時間であったが、事務局から提出された資料についての討議や事件関係者の近況等について関係機関のヒヤリングを行った。

その結果、関係機関の当時の判断や対応、父母の関係、また虐待に到る保護者の心の動きなど詳細で具体的な事実が明らかになった。

ただ、これらの明らかにされた事実は、第 1 次検証の枠組みと内容について修正・変更等を求めるものではなく、むしろ報告書で抽出した問題点と課題、そこから導き出された提言の正当性を実証するものであった。このため、第 2 次検証においても、第 1 次検証の答申は引き続き有効なものとする。

最終の「意見(総括)について」は、第 2 次検証の審議中に委員から 3 事例に関連して様々な貴重な意見が出されたことにより、主な意見を部会としてまとめたものである。

市は、これらの意見について、第 1 次検証を補い、一層の充実につながるものとして積極的に認識し、市が今後、虐待防止対策の展開や要保護児童の援助活動をしていく上で、生かされていくことを期待するものである。

平成 23 年 12 月 26 日

第2次検証について

1. 目的

平成22年度本部会で検証された事例において、公判等の経過を見据え、その後明らかになった事実等について再検証を行い、第1次検証の提言に対する市の対応策を踏まえ、第1次検証の見直しや追加等の必要性の有無について検討する。

2. 検証事例

- 事例1 平成22年4月発生 堺区男児死亡事例
- 事例2 平成22年4月発生 南区女児熱傷事例
- 事例3 平成22年1月発生 中区女児死亡事例

3. 方法

第1次検証時点では明らかにされなかった公判での加害者や関係者の証言、記録について入手することのできた資料の調査検討を行うことにより、新たな課題の抽出や提言の修正・追加等の必要性等について確認及び事件関係者の近況等について関係機関のヒヤリングを行うものである。

4. 検討項目

第2次検証においては、公判の確定記録(抜粋)と裁判の傍聴記録を資料として、第1次検証時点で明らかにならなかった事実関係の確認と、虐待に到った背景にある生活環境や当事者の心理的要因等について検討を行った。主な検討項目は以下のとおりである。

- ① 保護者の子ども観と子どもへの向き合い方
- ② 父母間の軋轢と葛藤
- ③ 父母と親族の養育に対する考え方の齟齬
- ④ 当時の関係者の思いや考え方

なお、討議の過程では、援助者が留意しなければならない重篤な状態が生じ得るリスク要因とアセスメント力の向上についても意見が出された。主な意見は、次の「5. 意見(総括)について」である。

5. 意見（総括）について

本部会の第1次検証の提言を受けて市の実施した対応策（参考資料3）については、部会が求めていた子ども虐待の予防、早期発見・早期対応の趣旨が十分反映されていることから一定の評価を行いたい。そのうえで、施策等に後述の観点を盛り込み、課題を抱える家庭への支援について一層の充実に努めていただきたい。

I 保護者の成育歴、生活歴の情報把握

発生した問題について理解を深めるためには、可能な限り保護者の成育歴、生活歴（幼少期に虐待を受けた等）についての情報を得ておくことが重要である。

II 適切な家族アセスメントの実施

近年、家族関係の多様化に伴い、家族員の特定、把握の難しいケースが発生している。周囲に公表されていない家族員が存在するというケースも増えており、周囲がその存在について薄々感知していても確証を掴めないまま、当該家族員が加害者になる事例が稀でなくなってきている。ひとり親家庭については、同居人、男友達、女友達などの可能性を含め、調査する姿勢が必要である。複数の関係機関の連携による情報の収集とその情報を基に、家族状況の適切なアセスメントに努めることが重要である。

III 無所属になった子どものフォロー

保育所等を退所し、無所属になった子どもについては、その状況の把握は困難となり、関係機関がフォローできないことから問題が起こることも多い。要保護児童対策地域協議会等の活用を含め、健康診査の受診の有無の確認や関係機関の日頃からの働きかけなどを通じて、子どもの安全確認に努めることが重要である。

IV 妊娠・出産期からの継続的な支援

妊娠・出産期は心身の大きな変動に直面する時期であり、要保護児童対策地域協議会等により関係機関は連携して、親となる準備や生活状況の把握などを行い、アセスメントをし、役割分担をしながら、継続的な支援に努めることが重要である。

参考資料等**参考資料 1****平成 23 年度子ども虐待検証部会（第 2 次）従事委員**

氏名	所属等	
才村 純	関西学院大学人間福祉学部教授	部会長
加藤 曜子	流通科学大学サービス産業学部 医療福祉サービス学科教授	副部会長
石田 文三	春陽法律事務所 弁護士	
郭 麗月	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科部兼救急部 医師	

参考資料 2**平成 23 年度子ども虐待検証部会（第 2 次）検証経過**

		開催日	案件
第 2 次	第 1 回	平成 23 年 8 月 15 日	第 1 次検証の提言を受けての 市の対応策について
			事例 1 の報告、検証
			事例 2 の報告、検証
	第 2 回	平成 23 年 9 月 5 日	事例 3 の報告、検証
			総括

子ども虐待検証部会からの提言に基づく、本市の対応状況一覧

平成 23 年 7 月末現在

提言内容	提言具体内容	対応策	状況
<p>I. 医療機関への虐待の発見、気づきのための環境整備や周知 医療機関に属する全ての職員が、児童虐待を発見し、速やかに通告がなされるよう効果的に周知すること。</p>	医療機関向けの虐待対応のマニュアルの改訂	堺市医師会、堺市歯科医師会、河内歯科医師会、保健センター等の医師等による児童虐待防止ツール策定プロジェクトチームを発足し、「子ども虐待防止のためのシート」を作成	平成 22 年 10～12 月 プロジェクト会議 平成 23 年 1～2 月 ツール策定・調整 平成 23 年 4 月 市内の医療や保健の関係機関、学校、保育所、幼稚園等約 1600 箇所に配付
<p>II. 保護者の孤立化の防止に向けた環境整備 保護者の孤立化の防止も含め、ハイリスク保護者を作らないための施策を構築するとともに、その施策を周知すること。また、そのための基盤整備を拡充すること。</p>	市民が利用しやすい制度に工夫や改善と効果的な周知	<ul style="list-style-type: none"> ・育児支援ヘルパー派遣事業の拡充（利用回数・期間等の増）及び乳児家庭全戸訪問時のちらし配付 ・民間保育所一時預かり事業 ・区域の身近な相談機能として、子育てワンストップ窓口の順次設置 	平成 22 年 8 月より実施 平成 23 年度利用料金を統一 平成 23 年度北区に設置（現在南区と合わせて 2 区に設置）
	保健センター職員の知識、スキル向上のための研修等の充実	子ども虐待に関する研修会 7 回実施	平成 22 年 6 月～23 年 1 月実施
	援助・支援について関係機関（他市を含む）内の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問時に産後うつ等の早期発見・支援に向けた自己記入式質問票の導入 ・乳児家庭全戸訪問後の助産師訪問の拡充 	平成 23 年 9 月より実施予定 平成 23 年 10 月より実施予定
	要保護児童・家庭への支援の可能な体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊婦等、要支援家庭の要保護児童対策地域協議会への組み入れ ・子ども家庭総合情報ネットワーク電算システム構築 	平成 23 年度 1～2 区において試行予定 平成 23 年度開発中
	保健センター向けの児童虐待防止マニュアルの改訂	保健センターの医師、保健師等の全専門職参画による改定	要保護児童対策地域協議会の体制見直しに合わせ、改訂を予定。
<p>III. 虐待対応・判断基準ガイドライン及びリスクアセスメントの基準の見直しと即時対応のための方策 リスク判定の基準に基づく判断（特に、乳幼児に対する重症度評価）について再考が必要である。さらに、ケースの危険性や緊急性を、関係機関が共通で認識し共有すること。 また、緊急時に即時対応できる市としての方策について検討すること。</p>	乳幼児への安全性の確保の徹底	子ども相談所にて大阪府版リスクアセスメント基準を参考に堺市版を作成	平成 23 年 4 月より運用
	ケースの危険性や緊急性を、関係機関が共通で認識し共有すること	法医学の観点による研修会（講師 河野医師）	平成 22 年 10 月 29 日、平成 23 年 1 月 14 日開催
	乳幼児の緊急一時保護、レスパイト等の勧奨の受け入れ先の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院機能の確保 ・民間保育所一時預かり事業 ・さかいマイ保育園事業 	大阪府との連携により本市の措置乳児の入所を確保 平成 23 年度利用料金を統一 平成 23 年 6 月より実施
<p>IV. 子ども相談所、家庭児童相談室、保健センター等の体制強化 子ども相談所、家庭児童相談室、保健センター等が本来業務を遂行できるための人事配置や組織の在り方等の検討を行い、実行力を伴った組織と体制の強化を図ること。</p>	児童相談所本来業務に対応できる体制強化	子ども相談所に虐待対策室を設置、専門職員増員による組織の体制強化	平成 23 年度より設置 (H22.4.月) 常勤 7 名 ↓ (H23.4.月) 常勤 10 名、警察 OB 非常勤 3 名 (H22.6 月より) 府 OB 非常勤 2 名
	家庭相談員のスキルアップ及び常勤 SV 体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談員(非常勤) 7 名増員 ・家児相能力向上研修 	H22.4.月 21 名 → H22.7 月 27 名 平成 22 年度 3 回開催 平成 23 年度 4 回開催予定
	子ども虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関研修（子どもを守る地域ネットワークの充実について）（講師 検証部会委員 加藤教授） ・堺市子ども虐待連絡会議と各区子ども虐待連絡会議の有機的連携を図る。 	平成 22 年 11 月 29 日開催 平成 23 年度より実施

堺市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 子ども虐待検証部会

事務局

堺市 子ども青少年局 子育て支援部 子ども家庭課

TEL (072) 228-7331 FAX (072) 222-6997

E-mail koka@sakai.city.lg.jp

〒 590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

行政資料番号 1-F3-11-0324